

●連絡協議会およびアンケートによる主な質問（※重複する内容はまとめて掲載しております。）

Q1 ボランティア登録は在住と在勤どちらを優先すべきか？両方に登録しないほうが良いか？

登録の規定はありません。両方の登録が可能です。行政としては、災害時にできるだけ参加できる人の確保を望んでいます。しかし、実際の災害状況によっては参加できる場所も限られてくると考えられます。一概に一方だけの登録が良いとも限りません。規定が無い限りは可能な範囲で登録をお願いします。

Q2 民間判定員は外部に応援は行かなくて良いと考えているが、それで良いか？

現在、東京都以外で災害が起こった時の対応は、東京都が本部になって都内の各自治体の行政職員に対して参集要請が行われています。被害状況によって行政職員が不足する場合、民間判定員に対しても参集要請がかかることがあります。

Q3 勤務地が災害対策法第2条第5号の「公共的機関」のため、首都圏地震時は参集不可です。このような条件でも登録可能か？

登録は可能です。災害発生時の参集は強制ではありません。勤務先での業務に支障のない範囲でご協力をお願いします。

Q4 町田市で大震災があった場合の東京都との業務の区分けはどうなるのでしょうか？

町田市は被災地の自治体(判定実施本部)として、東京都は町田市に対して支援する立場(判定支援本部)で業務が分かれます。

Q5 私の所属している会社は、ボランティア休暇は3日間しか無く、それ以降、個人の有給休暇となります。参加した場合、証明書の発行はあるのでしょうか？

→ 証明書の発行は可能と考えます。今後、検討いたします。

Q6 生活している人が居る「家」を判定して「赤」の場合退出させるのか？

技術的見地からの勧告としての表示なので、強制力はありませんが住民の安全確保のためご理解とご協力が必要です。建物は構造的に相当の被害を受けており危険なので、避難場所に避難するよう促してください。また、ステッカーに相談窓口の連絡先が書かれていることを伝えてください。

●連絡協議会およびアンケートによる主な意見・要望など

1 判定員相互のネットワークや判定員と災害対策本部との連絡方法の充実性について

地域別判定員同士の連絡強化や参集要請の方法として、ツイッター、フェイスブック、LINEなどの活用について意見がありました。大阪震災時にはLINEが有効に活用されたと聞きますが、災害時に有効な方法として組み入れられるかどうか、個人情報取り扱いも含め、今後検討しなければならぬと考えます。

2 災害時の情報収集について

防災時にどこから、どのように情報を得れば良いか教えて欲しいという意見がありました。市では防災課から情報を得て判定棟数を割り出し、判定を実施するかの判断をいたします。判定員の方には拠点に来ていただき、その際に情報をお伝えいたします。またわかりやすい拠点の地図情報も作成したいと考えます。

3 連絡、判定訓練の実施や勉強会などの開催について

年に1度、実地訓練や連絡訓練を希望する意見がありました。実際に災害が起こった場合にスムーズに作業が進められるよう訓練を実施していきたいと考えます。次回以降、実地訓練の検討を進めます。

1月27日(日)に行われた町田市被災建築物応急危険度判定員連絡協議会では、皆様から多くのご意見、ご要望をいただきありがとうございました。この貴重なご意見、ご要望は今後の検討課題として生かしながら、防災ボランティアの方々と連携を深め、より良い連絡協議会の運営を目指して行きたいと考えます。これからもどうぞよろしく願いいたします。